

基礎資料

日本で就労する外国人の 카테고리 (総数 約90.8万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

① 就労目的で在留が認められる者 約16.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

② 身分に基づき在留する者 約36.7万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③ 技能実習 約16.8万人

技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。

平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④ 特定活動 約1.3万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤ 資格外活動(留学生のアルバイト等) 約19.2万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成27年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 介護福祉士候補者の受入れは、介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。

要件

インドネシア（平成20年度～）

「高等教育機関（3年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」又は「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」

フィリピン（平成21年度～）

「4年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」又は「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」

ベトナム（平成26年度～）

3年制又は4年制の看護課程修了

訪日前日本語研修（12か月）

日本語能力試験
N3以上のみ

マッチング

訪日前日本語研修（6か月）

日本語能力試験
N5程度以上のみ
平成26年度受入れ～

日本語能力試験
N5程度以上のみ
平成28, 29年度受入れ

入国【特定活動】

訪日後日本語等研修（6か月）【特定活動】

訪日後日本語等研修（約2.5か月）
【特定活動】

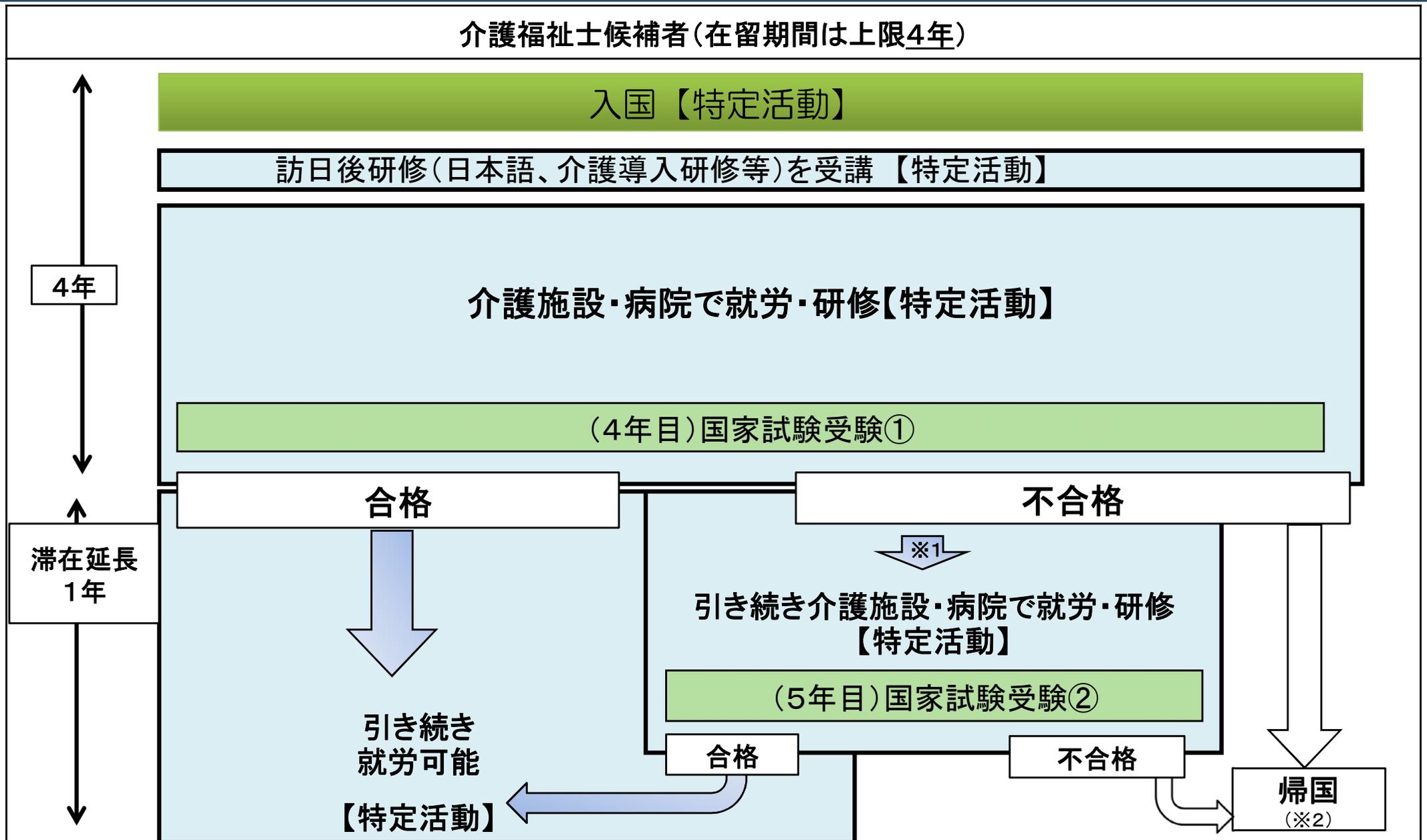
受入れ施設（病院・介護施設）で雇用契約に基づき就労・研修【特定活動】

※ 【 】内は在留資格を示す。

※ 日本語能力試験N2以上の候補者は太枠の日本語研修を免除。

※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。

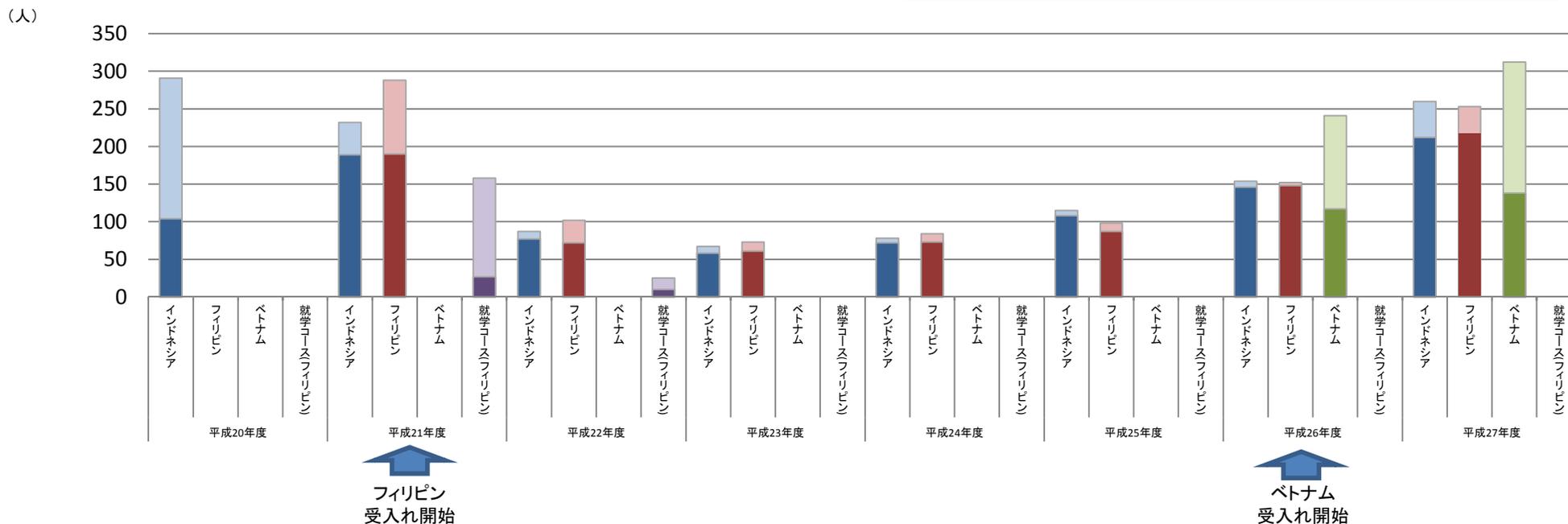
(※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。

注)【 】内は在留資格を示す。

受入れ人数等の推移(介護)

○ EPAに基づく介護福祉士候補者の累計受入れ人数は2,000人超。

薄い色＝受入れ希望人数 濃い色＝受入れ人数



入国年度		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	累計
インドネシア	受入れ希望人数	291	232	87	67	78	115	154	260	1,284
	受入れ人数	104	189	77	58	72	108	146	212	966
フィリピン	受入れ希望人数	-	288	102	73	84	98	152	253	1,050
	受入れ人数	-	190	72	61	73	87	147	218	848
ベトナム	受入れ希望人数	-	-	-	-	-	-	241	312	553
	受入れ人数	-	-	-	-	-	-	117	138	255
受入れ希望人数合計		291	520	189	140	162	213	547	825	2,887
受入れ人数合計		104	379	149	119	145	195	410	568	2,069
就学コース受入れ希望人数(フィリピン)		-	158	25	-	-	-	-	-	183
就学コース受入れ人数(フィリピン)		-	27	10	-	-	-	-	-	37

※ 国内労働市場への影響を考慮して設定された受入れ最大人数は各国300人/年(インドネシア、フィリピンについては、受入れ開始当初の2年間で600人)。就学コースは平成23年度以降、送り出しが行われていない。

介護福祉士候補者の受入れに関する政府の取組

訪日前，就労・研修中，国家試験及び試験後のあらゆる段階で政府の取組がなされている。

協定上の枠組

滞在期間（訪日～国家試験，帰国まで）：介護は4年

介護
看護学校卒又は一定の学
歴及び介護士認定（ベトナム
は看護課程修了のみ対象）

日本語研修等

【インドネシア及びフィリピン】
訪日後6ヶ月
【ベトナム】
訪日前12ヶ月＋訪日後2.5ヶ月

受入れ施設
で就労・研修

国家試験
・介護福祉士：1回

- ・合格→介護福祉士として就労
(在留期間の更新回数に制限なし)
- ・不合格→帰国(再受験目的の来日は可能)

これまでの政府の取組

訪日前

現地にて，訪日前日
日本語研修(6ヶ月)を
実施
(インドネシア・フィリピン)

就労・研修中

Eラーニング・通信添削
指導，模擬試験，集合研
修による国家試験対策
支援

国家試験

全ての漢字へのふり
がな付記，病名等へ
の英語併記，試験時
間の延長

滞在期間の延長

平成20年度から平成25
年度までに入国し，一定
の条件を満たす候補者
に対する1年間の滞在期
間の延長

帰国者支援

慰労会，感謝状，日本
企業説明会，再受験支
援

介護福祉士候補者への学習支援及び試験上の配慮

訪日前

日本語研修（訪日前6[※]か月間）

※
ベトナム人候補者は12か月

訪日後

【訪日後日本語研修】 （訪日後6か月間）

※ベトナム人候補者は2か月間

【介護導入研修（約10日）】

- 概要
介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修
- 研修時間
40時間以上
- 研修科目例
介護の基本、生活支援技術（移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護）等

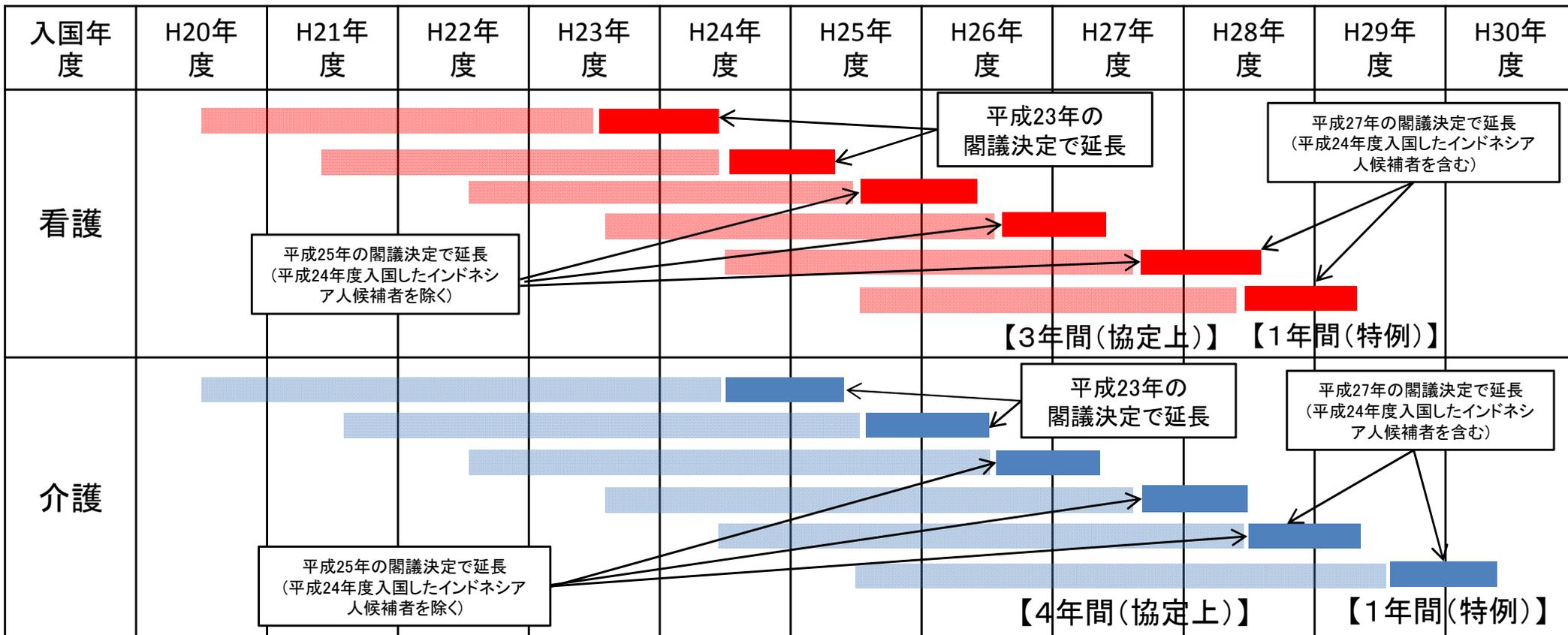
受入れ施設での就労・研修中

1. 受入れ施設での学習経費の支援（都道府県を通じた助成）
 - 候補者1人当たり年間235千円以内
 - (1) 日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣
 - (2) 日本語学校への通学
 - (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加
 - (4) 学習支援に必要な備品購入費
 - 1施設当たり年間80千円以内
受入れ施設の研修担当者への手当 等
2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業
 - (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
 - (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導
 - (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援
（模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置）
3. 国際厚生事業団による受入支援
 - (1) 巡回訪問指導
 - (2) 相談窓口の設置
 - (3) 日本語・漢字統一試験
 - (4) 受入れ施設担当者向けの説明会
 - (5) 過去の国家試験問題の翻訳（インドネシア語、英語、ベトナム語）版の提供
 - (6) 学習教材の配布（全12冊）（20年度から順次冊数を追加）
 - (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示
 - (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示

介護福祉士国家試験受験
全ての漢字へのふりがな付記、疾病名等への英語併記、試験時間の延長（1.5倍）

国家試験不合格者への特例的な滞在期間の延長

○ 滞在期間延長を含む各種取組により、これまでの国家試験の看護師・介護福祉士候補者の累積合格率が上昇傾向にあること、インドネシア政府及びフィリピン政府から追加的な滞在期間延長への要請がなされていること等に鑑み、外交上の配慮として、一定の条件(※)で特例的な滞在期間の延長(1年間)を認め、日本での就労・研修を継続しながらの追加的な国家試験の受験機会を提供する。



※ 滞在期間延長のための条件

- ① 追加的な滞在期間における就労・研修は、協定に基づく受入機関との雇用契約に基づいて行われること。
- ② 候補者本人から次の国家試験合格に向けて精励するとの意思が表明されていること。
- ③ 受入れ機関により、次の国家試験合格を目指すため、候補者の特性に応じた研修改善計画が組織的に作成されていること。
- ④ 受入れ機関により、次の国家試験合格に向けた受入体制を確保するとともに、上記計画に基づき適切な研修を実施するとの意思が表明されていること。
- ⑤ 滞在期間の最終年度の国家試験の得点が一定の水準以上の者であること。

経済連携協定に基づく受入れに係る国家試験合格者・合格率の推移(1)

受験 年度	介護福祉士国家試験											
	インドネシア			フィリピン			ベトナム			合計		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
平成20年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	— (130,830)	— (67,993)	— (52.0%)
平成21年度	介護福祉士国家試験の受験資格(3年間以上の実務)を満たさないため、平成22年度までは受験なし						—	—	—	— (153,811)	— (77,251)	— (50.2%)
平成22年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	— (154,223)	— (74,432)	— (48.3%)
平成23年度	94	35	37.2%	1	1	100%	—	—	—	95 (137,961)	36 (88,190)	37.9% (63.9%)
平成24年度	184	86	46.7%	138	42	30.4%	—	—	—	322 (136,375)	128 (87,797)	39.8% (64.4%)
平成25年度	107	46	43.0%	108	32	29.6%	—	—	—	215 (154,390)	78 (99,689)	36.3% (64.6%)
平成26年度	85	47	55.3%	89	31	34.8%	—	—	—	174 (153,808)	78 (93,760)	44.8% (61.0%)

※ 合計欄の()内の数字は、日本人を含めた全体の受験者数、合格者数、合格率を表す。

経済連携協定に基づく受入れに係る国家試験合格者・合格率の推移(2)

入国者数と合格者数の比較(平成23年度入国者まで)

入国年度・国		入国者数等①(※1)	合格者数②(※2)	②/①(%)	
介護	インドネシア	平成20年度入国	94	46	48.9%
		平成21年度入国	165	82	49.7%
		平成22年度入国	71	52	73.2%
		平成23年度入国(※3)	52	34	65.4%
	フィリピン	平成21年度入国	137	50	36.5%
		平成22年度入国	52	32	61.5%
		平成23年度入国(※3)	51	21	41.2%
介護計		622	317	51.0%	

※1 介護については、国家試験受験までに3年の実務経験を要することから、入国4年目まで就労を続け、国家試験の受験資格を得て受験した者の数。

※2 合格年度を問わない。

※3 介護の平成23年度入国者については、平成26年度が初めての受験であり、平成27年度が滞在延長年度となる。その他は再受験を含めた累計。

E P A 介護福祉士候補者の受入れ施設の要件

受入れ施設となるための要件は、次のとおり。

(参考)【受入れ施設の要件】 ※厚生労働省告示を参考に作成

介護福祉士候補者が就労する受入れ施設は、別表第一に掲げる介護施設(定員が30名以上(指定介護療養型医療施設の場合にあっては、介護保険の指定を受けた病床数が30床以上)のものに限る。)又は別表第二に掲げる介護施設(別表第一に掲げる介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。)であって、次の①から⑥までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- ① 介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。
- ② 介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。
- ③ 常勤の介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。
- ④ 過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師(候補者)・介護福祉士(候補者)の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。
- ⑤ 過去3年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがないこと。
- ⑥ 過去3年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがないこと。

EPA介護福祉士候補者の受入れ施設における研修の要件

受入れ施設における研修の要件は、次のとおり。

(参考)【受入れ施設における研修の要件】 ※厚生労働省告示を参考に作成

介護施設における研修は、次の①から④までに掲げる要件を満たしていなければならない。

- ① 研修内容は、介護福祉士試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- ② 研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 研修責任者は、原則として、5年以上介護業務に従事した経験があつて介護福祉士の資格を有する者とする事。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

EPA介護福祉士の受入れ施設の要件

EPA介護福祉士の受入れ対象施設となるための要件は、次のとおり。

(参考)【受入れ機関・施設の要件】 ※厚生労働省告示を参考に作成

介護福祉士が就労する受入れ施設は、別表第一、別表第二又は別表第四に掲げる施設であって、次の①から④までに掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- ① 当該施設で就労する経済連携協定等の枠組みによる介護福祉士を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。
- ② 過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師(候補者)・介護福祉士(候補者)の受入れにおいて、虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがないこと。
- ③ 過去3年間に、受入れ機関等報告を拒否し、又は不当に遅延させたことがないこと。
- ④ 過去3年間に、受入れ調整機関による巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがないこと。